

令和2年8月24日 報道提供資料

新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応について(第28報)

本日8月24日、午前10時から第21回対策本部会議を開催し、次の事項について 決定いたしました。

- 1 対策本部会議において決定した対応・対策
- (1) 9月以降の市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開催判断の目安 別紙「9月以降の我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開 催判断の目安について」のとおり。
- (2) 事業の休止等の対応について
 - ○市内小中学校体育施設開放及び地域交流教室について 市内の感染者の感染状況を踏まえ、小中学校の児童生徒へ感染リスクを低減する ため2学期の間休止する。(小中学校体育施設開放の休止は、屋内施設(体育館及び 中学校武道場)のみ)
 - ○お休み処(湖北台1-13-4)は引き続き休止を継続する。
- 2 感染症対策関連の情報提供
- (1) 新型コロナウイルス感染症検査(市独自)について

市内の小・中学校、保育園、幼稚園、特別養護老人ホームの福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、施設内でクラスターの発生が懸念される場合、濃厚接触者として行政検査の対象とならない施設利用者や職員に対し検査を実施する。 ※9月議会補正予算で対応。

(2) 我孫子市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインについて

千葉県が示す新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として基本的な事項を作成。

- (3) イベントの開催や中止について
 - ・ジャパンバードフェスティバル2020
 - ※会場を設営せずJBFホームページにてオンラインで楽しめるコンテンツを発信。
 - ・農業まつり(中止)・新春マラソン(中止)・あびこ子どもまつり※動画配信を予定。
 - ママへのごほうびフェスタ※展示のみ。
- (4)公立保育園の運動会について

運動会は実施(10月3日土曜)する。ただし、実施にあたっては4歳児及び5歳児のみとし、年齢ごとに入れ替えて実施するほか保護者の人数を制限するなど、感染症対策を講じる。

~報道機関の皆様へ~ 新型コロナウイルス感染症に関する取材の対応については、広報記録班(秘書広報課広報室)が一括して対応いたします。

【問い合わせ】我孫子市総務部秘書広報課 広報室長 小池電話:04-7185-1752(直通)

別紙 「9月以降の我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等の開催 判断の目安について」

9月以降の当面の間について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う我孫子市主催イベント等及び民間等が主体となるイベント等(市の後援を含む)の開催判断の目安については、以下の千葉県からの協力要請の通りに変更し、感染リスクへの対応が困難な場合には、中止または延期とする。

また、今後も県からの協力要請の内容に基づき対応する。

※イベント等について、事前準備や参加者等への連絡(お知らせ)など、早期の開催可否の判断が必要な場合には、「開催の可否を判断する時点」での目安によるものとする。 ※決定事項の内容については、各所管課においてイベントを予定している団体(例:商工会、まちづくり協議会、自治会 etc)に通知及び依頼をする。

(1) 開催の規模

屋内:上限人数は5,000人かつ定員の半分以下

屋外:上限人数は5,000人以下

かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2メートル)

(2) 開催にあたっての条件(留意事項)

- ① 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討する。なお地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについての人数は制限しないが、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底する。また、参加者に、次のような適切な感染拡大防止対策を呼びかける。
 - A. 発熱や感冒症状がある方は参加を控える
 - B. 人と人との十分な距離を確保
 - C. 行事及びその前後の交流での「3つの密」を避ける
 - D. 手洗いやマスクの着用
 - E. 接触確認アプリの活用
- ②入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定する。
- ③イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促す。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底する。
- ④イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促す。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促す。

- ⑤イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生をできるだけ回避するとともに、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかける。
- ⑥入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあっては 客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施する。
- ⑦上限人数の目安に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、管楽器を使用 する場合、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応を行う
- ⑧特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫をする。
- ⑨イベントを開催する前後には、観客やスタッフ(選手、出演者を含む)の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避)を促す。
- ⑩参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下とする。
- ⑪屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保できるように入場人数の制限などを行う。
- ②全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(プロスポーツの試合等)や、 参加者が1000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に市(庁内)や県等とも相談・協議を行う。

以上